

第8回制度設計・監視専門会合

日時：令和7年4月25日(金) 10:00～11:11

※オンラインにて開催

出席者：武田座長、岩船委員、松村委員、熱海専門委員、大橋専門委員、草薙専門委員、
末岡専門委員、松田専門委員、山口専門委員

(オブザーバーについては、委員等名簿を御確認ください)

○田上総務課長 定刻となりましたので、ただいまより、電力・ガス取引監視等委員会
第8回制度設計・監視専門会合を開催いたします。

委員及びオブザーバーの皆様方におかれましては、御多忙のところ御参加いただきまして、誠にありがとうございます。

本会合は、オンラインでの開催としております。なお、議事の模様はインターネットで
同時中継を行っています。

また、安藤委員は御欠席、山内委員は遅れての御参加の予定でございます。

それでは、議事に入りたいと思います。以降の議事進行は武田座長にお願いしたく存じます。よろしく願いいたします。

○武田座長 おはようございます。本日の議題でございますけれども、議事次第に記載
しております6つとなっております。

それでは、早速1つ目の議題から入りたいと思います。議題の1つ目は「電力・ガスの
適正な取引の確保に向けた制度的措置について」となっておりまして、まず事務局から説明を
よろしく願いいたします。

○下津取引監視課長 取引監視課長の下津でございます。

では、「電力・ガスの適正な取引の確保に向けた制度的措置について」につきまして、
右上資料3に基づきまして御説明をいたします。

それでは、2枚目でございます。現在、ガイドラインの改正を建議したいと考えている
ものが2つございまして、本日は、それらの内容等を御説明させていただき、御議論いた
だきたいと考えております。1つは、電気及びガスの小売契約における電磁的方法による
書面交付義務の履行に係る需要家からの承諾の取得方法についてでございます。

それでは、3枚目でございます。既に御案内のとおりでございますけれども、小売電気

事業者等、取次ぎ等を行う者も含まれますけれども、小売電気事業者等は、電気の小売供給契約を締結しようとするとき、そして締結した後には、必要な書面を交付する義務がございます。ただし需要家の承諾があれば、その書面の交付をウェブとかメールとかの電磁的な方法で行うことができるとされております。

この需要家の承諾の方法については規則で定められているのですが、3 ポツ目でございます。昨年ですが、需要家が電話口で承諾した旨を録音する方法で承諾を取得していたとする小売電気事業者がおりまして、実はそのような承諾の方法は規則で認められている承諾の方法ではございませんで、その小売電気事業者に対しましては、そのような方法は今後しないようにという行政指導を行ったということがございました。

この書面の交付を電磁的方法で行うための需要家の承諾につきまして、需要家の電話口での承諾を録音する方法は認められないということをガイドラインに明記したいというふうに考えているところでございます。昨年の指導の事案は電気に関するものだったのですが、この点明記する必要があるだろうと思われまはすのはガスでも同じだと考えましたので、書面交付を電磁的方法で行うための需要家の承諾について、需要家の電話口での承諾を録音する方法は認められないということを、電気そしてガスの小売営業に関する指針に明記するように経済産業大臣に対して建議をしたいと考えております。これが1 点目でございます。

改正内容はシンプルでございまして、スライドは6 枚目でございます。このスライドの左側の赤字のところでございます。ここを追記したいということでございますけれども、需要家の承諾を得る方法というところで、「なお、」としていますけれども、「電話において需要家が口頭で承諾した旨を録音する方法は、認められない。」、こういう形で追記してはどうかと考えております。こちらは電気のガイドラインですが、同じような改正をガスのガイドラインでもやりたいと考えているところでございます。

スライドは12枚目まで行っていただきまして、2 点目でございます。こちらは、先月31日のこの専門会合でも御議論いただいた後追いスイッチングに関してでございます。前回でございますけれども、ワンタッチ卸を利用するガス小売事業者のガス開栓の受付日数を短縮し、ガス開栓に係る取引環境を整備するため、適正なガス取引についての指針を見直すという方針につきましては御了承いただいたと考えておりまして、本日は、具体的な改正案を御議論いただきたいと考えております。

スライドは14枚目でございます。前回ですが、改正する具体の案に関しまして

御意見を頂戴しまして、「ワンタッチ卸事業者は標準処理期間を示す形としてはどうか」、もしくは「ワンタッチ卸事業者はバッファの削減をすべきということを原則として記載してはどうか」といった御意見をいただきました。

この点でございますけれども、2 ポツ目でございます。契約条件が当事者の協議に委ねられていることですか、処理の速度等もワンタッチ卸事業者間の競争の要素になっていること等々も考えまして、事業者間の協議事項であろうと考えられるところを具体的に記載するというよりも、あくまでワンタッチ卸事業者とガス小売事業者の協議を促進することが重要であろうと考えまして、改正案でございますけれども、スライドの16枚目でございます。

適正なガス取引についての指針に「卸売分野における適正なガス取引の在り方」という項目がございます、その中に、さらに「公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為」というところがあるのですが、そこに今映してあるスライドの四角の中にある、太字で書いてあります「ワンタッチ供給の場合のガス開栓に要する期間に係る協議の促進」というところ以下の部分を追記したいというふうに考えております。

2 つパラがありますが、1 パラ目で、ワンタッチ供給を行うガス事業者は、実態として、短期間でのガス開栓を希望する需要家の申込みを受け付けることができない場合があるという実態を記載させていただいた上で、2 パラ目でございますけれども、「こうした状況を踏まえると、」としまして、ガス小売事業者から卸売事業者に対して、需要家の申込内容の誤り等についてガス小売事業者が迅速かつ責任を持って対応を行うということを前提に、短期間でのガス開栓を希望する需要家に係る申込みを受け付けるよう要請があった場合には、卸売事業者は誠実に対応することが望ましい、こういった記載をしたいというふうに考えております。

本日御説明させていただいた点、内容につきまして、委員会にお諮りした上で経済産業大臣に建議することを考えているということでございます。

私からの説明は以上でございます。

○武田座長 御説明ありがとうございます。

それでは、2 点につきまして、電力・ガスのそれぞれ適取ガイドラインの改正を御議論いただきたいと思います。これまでどおり、御質問・御発言の御希望があれば、チャット欄でお知らせいただければと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、草薙委員、よろしくお願いいたします。

○草薙委員 草薙でございます。御説明ありがとうございました。

今回の事務局案には、いずれも異存ございません。まず、1に掲げられました電気及びガスの小売契約における電磁的方法による書面交付義務の履行に係る需要家からの承諾の取得方法につきましては、一般のユーザーに安心感を与えるためにも、また電気をはじめこれまでの様々な事業の実務に照らしても、極めて合理的な方針だと思いました。全く異存ございません。

2つ目のガス開栓に係る取引環境の整備についてでございますけれども、特にワンタッチ卸につきまして、前回議論されております開栓の準備のために必要なバッファの扱いにつきまして、事務局の整理を理解いたしました。バッファというものはある程度必要な場合もあるとの認識は合理的であり、事務局に賛成したいと思います。

しっかりとワンタッチ卸事業者とガス小売事業者の間に情報のやりとりをしていただくということが大切だと思いますし、またガス小売事業者におかれまして、需要家とどれだけスムーズに連絡を取り、必要な情報を得られるかということが特に重要なのだろうと思います。と申しますのも、ワンタッチ卸のためにガス小売事業者が消費者に住所やメーターの特定などで何度も連絡を取るといったことで、かなり疲労するということもあると思われるまして、また、これが小売事業者のみならずワンタッチ卸事業者にとってもストレスのもとになると思います。このたびの議論を経て、ワンタッチ卸事業者とガス小売事業者の双方の創意工夫が、後追いスイッチングをなくしていくことをはじめとする公正な競争の実現にも寄与するものとなりますように望みたいと思います。

以上です。

○武田座長 どうもありがとうございます。

それでは、松田委員、よろしく願いいたします。

○松田委員 どうもありがとうございます。私も草薙委員のおっしゃるとおり、いずれについても合理的な案で異存はございません。

最後のガス開栓の点について、最終スライドでガイドラインの文言を挙げていただいておりますけれども、この点に関して簡単にコメント申し上げたいと思います。

こちらの最後のパラグラフですか、「こうした状況を踏まえると、」というところで、前半に関しては、今回のバッファですとかイレギュラーな対応については、基本的にはガス小売事業者が責任を持って対応を行うということ、前提を明らかにしていただいたことは、非常に意義があると思っております。

後半についても、短期間での受付を要請された場合には誠実に対応するという事で、対応の方針について明確化していただいたというふうに思っております。ただ、後半の「誠実に対応する」という点に関しては、この文言に基づいて実際にどのような運用がされるのかというところ、その運用が透明性を持った形で行われるのかという点については、事後的なフォローも必要ではないかと思っております。例えば、同業であれば協議によってスムーズに日数について正確に把握できるのですがけれども、異業種であるとなかなか聞き出し方が悪いですとか、交渉、要請の仕方が悪いということでちょっと違う日数が示されてしまうとか、そういう情報のそごがないように、運用についても必要に応じて今後フォローアップしていただければと思います。

以上です。

○武田座長 ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。大丈夫ですね。

それでは、事務局から何かコメントございますでしょうか。

○下津取引監視課長 草薙委員、松田委員、コメントありがとうございました。いずれも賛同していただいたものと理解をしております。

1点、松田委員から最後、情報の齟齬ということに関しましてコメントをいただきました。例えば誠実に対応していただいた結果、処理期間を短縮するというふうになった場合のことについて少し申し上げますと、我々、事業者から話を聞いていますと、そのような短縮がなされた場合には、取引先全てに連絡しているというようなところもございました。また、処理期間も含めてワンタッチ卸事業者間の競争要因の一つであろうということもございますので、誠実な対応を行った後、この結果の周知といいますか、関係事業者に対する情報共有につきましても、ワンタッチ卸のほうで関係する事業者に対して適切に情報共有というものは行われるだろうというふうに考えております。

いずれにしても、ガスの開栓に係る適正なガスの取引環境については、我々も引き続き注視していきたいというふうに考えております。前回、それから今回いただいた御意見含めて委員会のほうに報告させていただいて、適宜手続を進めさせていただければと思っております。ありがとうございます。

○武田座長 どうもありがとうございました。

それでは、事務局案に賛同いただきましたので、事務局におかれましては、建議に向けて手続をお進めいただきますようよろしくお願いいたします。

それでは、続きまして議題の2つ目でございます。議題の2つ目は、「インバランス料金制度の詳細設計等について」となっております。資料4に基づきまして、まずは黒田課長より御説明いただければと存じます。よろしくお願いいたします。

○黒田NW事業監視課長　それでは、資料4－1を御覧ください。「インバランス料金制度の詳細設計等について」ということでございます。

2ページでこれまでの経緯をまとめさせていただいておりまして、前回の会合では、第6回会合でまとめた論点のうちの残りの論点、C値・D値の見直し、累積価格閾値制度、時間前市場のエリア別情報公表について整理を行いました。また、小売事業者（DR事業者）にプレゼンもいただきまして、現場目線での見解もいただいたということでございます。

今回は、前回の議論で出ました累積価格閾値制度の見直しに伴い想定される事象の検討を行わせていただきまして、この内容を踏まえた上で最終的な整理案、中間とりまとめの改定案について御議論いただきたいと考えてございます。

3ページは前回会合のまとめということで、この方向でということでまとめさせていただいたものを載せさせていただいております。C値については、2026年度から当面の間、300円／kWhに見直すこととして、必要に応じてさらに見直す。D値については、2026年度から当面の間、50円／kWhに見直す。累積価格閾値制度につきましては、この閾値設定のところで、スポット市場のエリアプライスを用いて200円／kWh以上の累積発生コマ数が30コマ以上に到達というのを閾値として、この閾値を超えた場合の上限価格としては、上限価格100円／kWhとするということで整理をさせていただいたというところがあります。

時間前市場については、エリア分割した情報公表を行う方向で検討を進めていくということでございます。

次に、累積価格閾値制度についてということで、前回会合での整理を踏まえた追加検討ということでございますが、前回の会合で、2026年4月から実施するインバランス料金制度の見直しに関して、累積価格閾値制度については、第4回の会合で示した事務局案のうち、新電力の経営への影響やセーフティーネットの強度を高める観点等を踏まえて、制度発動時の補正インバランス料金の上限価格の引下げ額を電力使用制限令の措置を参考に、200円／kWhから100円／kWhに変更する。また、閾値設定の指標をシステムプライスからエリアプライスに変更するという修正を行い、とりまとめを行ったということでありま

す。

他方で、②の見直しを行ったことによって、累積価格閾値制度が発動したエリアで補正インバランス料金の上限価格が10円に引き下がった場合に、隣接エリアのエリアプライスとの価格逆転が起こり得るという御指摘をいただいております。このため、どのような対応を取り得るかということの検討を行ったということでございます。

6 ページは、スポット市場の約定ロジックについて、おさらい的な話になりますけれども書いてございまして、Aエリアで、例えば需給が逼迫をしてエリアプライスが上昇する、限界費用の高い電源が供出される状況。Bエリアでは、需給が安定していて、エリアプライスは低位で安定し、限界費用の安い電源が供出される状況ということを想定した場合、このうちAとBをつなぐ地域間連系線の潮流としましては、相対的に安い売り札が存在するBから、高い売り札が存在するAエリアに流れるということで、連系線の運用容量がいっぱいになる。分断する前にAとBの需要が均衡すれば、同一のエリアプライスが形成され、連系線容量がいっぱいになって分断した場合には、AとBはそれぞれ別々のエリアプライスが形成されるということでございます。

これを踏まえて、閾値設定をエリアプライスに変更したことによる影響についてですが、次のような事態が生じる可能性があるということで、設定事例としては、Aエリアで極めて厳しい需給逼迫が発生し、累積価格閾値制度が発動する、上限価格は100円に引き下がるということ。このような状況では、Aエリアの売り札は売り切れ状態になっているということが想定をされるということであります。

Bエリアについては、Aエリアの逼迫の影響によって、隣接するBエリアも需給逼迫状況になっていくということですが、ただし、その程度はAエリアほどではなく、補正インバランス料金の上限価格は300円のままとするようなケースを想定します。

累積価格閾値制度が発動しない場合は、AエリアとBエリアでは、Aエリアのほうが相対的に需給は厳しいため、市場供出される電源等の価格もAエリアのほうが高い状況である。このため、スポット市場の潮流はBエリアからAエリア方向に流れ、Aエリアの小売事業者はBエリアから電気を調達できる状況にあるということであります。

一方で、累積価格閾値制度がAエリアで発動した場合につきましては、Aエリアの補正インバランス料金の上限価格が100円に引き下げられることから、経済合理的な小売事業者であれば、Aエリアのスポット市場の買入札価格は100円以下となり、Aエリア単独でのエリアプライスは100円以下となると考えられる。

このような状況において、Bエリアのエリアプライスが100円を超える水準にあった場合、Aエリアのほうが相対的に需給は厳しいにもかかわらず、スポット市場での潮流はAエリアからBエリア方向に流れるという問題が生じ得るということでございます。

対応策の検討でございますけれども、想定ケースの場合、実需給断面では、広域需給調整によりBエリアからAエリアに電気が流れるものと想定されるものの、本来的にはスポット市場の潮流において、相対的に需給の厳しいエリアに電気が流入する方向に流れることが、需給安定上の観点や小売事業者の供給力確保の観点からも望ましいということが考えられます。

このため、この逆転現象を抑制するというためには、あらかじめ分断確率の高い連系線を特定し、累積価格閾値制度を適用する広域ブロックの範囲、例えば北海道、東日本、西日本、九州といったエリアを事前に設定した上で、Aエリアで累積閾値制度が発生した場合には、Aエリアを含む広域ブロックのエリア全体で補正インバランス料金の上限価格を100円に引き下げるといった案も考えられるということでございますけれども、一方で例外的に発生する極めて厳しい需給逼迫においては、確率を考慮した広域ブロックの設定どおりの分断状況とならないことも大いに考えられることに加えて、広域ブロックの設定の見直しのたびに運用変更やシステム改修が発生するという課題もあるということでございますので、想定ケースのような事象が発生するのは極めて稀頻度と考えられることも踏まえれば、このために多くのコストをかけて上記対応策を措置するのは過剰な手当てであると考えられるのではないかとということであります。

したがって、累積価格閾値制度の閾値をシステムプライスからエリアプライスに変更することによりこのようなデメリットが生じる可能性があるということも理解の上、本件については、特段の措置はしないこととしてはどうかとさせていただいております。なお、実際に累積価格閾値制度が発動した場合には、事後検証を実施していきたいというふうに考えてございます。

次に、中間とりまとめの改定案についてということでございます。

2024年9月以降、7回の議論を実施してきたということでございますが、これまでに整理した内容のうち以下の事項について、資料4-2のとおり、中間取りまとめに追加で反映することとしたいがどうかということでございます。

補正インバランス料金C値については、2026年度から当面の間、300円/kWhに見直すこととし、インバランスの発生やインバランス料金の状況等を監視し、必要に応じてさ

らに見直す。D値については、当面の間、50円／kWhにして、必要に応じてさらに見直す。長期間上限価格が継続した場合の措置につきましては、一定期間に閾値を超える価格が一定コマ数以上発生した場合に、一時的に補正インバランス料金の上限価格を引き下げる累積価格閾値制度を措置する。補正料金算定インデックスについては、現状の広域予備率による運用を継続し、追加供給力対策コストは、調整力の限界的なkWh価格で反映する方向で検討を進めていく。時間前市場の情報公表の拡充については、エリアを分割した情報公表を行う方向で検討を進め、時期については、次回JEPXのシステム更新を行う予定である2026年4月からの実施を目指して、JEPX等における検討を進めていくといった内容を中間とりまとめに追加で反映したいと考えてございます。

今後の進め方でございますけれども、今回事務局から提示した中間とりまとめの改定案については、御了承いただければ、この後パブリックコメントの実施を予定しているということでございまして、パブリックコメントで寄せられた意見の内容を精査して、中間とりまとめの改定案への反映を検討する。

パブリックコメント後の中間とりまとめについては、電力・ガス取引監視等委員会に報告し、2026年4月からの運用開始に向けた託送料金等算定規則の改定等の所要の規則変更に係る建議を資源エネルギー庁に対して行うということです。

また、今回の制度見直しに係るシステム改修等については、送配電網協議会、一般送配電事業者等の関係者と連携して進めていくということを想定しております。

資料4-1は以上でして、4-2がインバランスの料金制度についての中間とりまとめ改定案ということで、赤字の部分が今回改定する内容ということでございますけれども、内容としましては、先ほど申し上げた内容を盛り込ませていただいているというものでございますので、詳細な説明としては割愛をさせていただきたいと思います。

私の説明は以上です。

○武田座長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして、御質問・御意見等あれば、チャット欄で御発言の希望をお知らせいただければと思います。よろしくお願いいたします。いかがでしょうか。オブザーバーの方も、発言の御希望があれば、あらかじめ挙手願えればと思います。いかがでしょうか。——どうもありがとうございます。

それでは、7回にわたって御議論いただきました、それを今回の改定案としてお示しいただきましたけれども、委員、オブザーバーの皆様から御賛同いただいたということで前

に進めさせていただきます。どうもありがとうございました。

それでは、続きまして議題の3つ目でございます。こちらは、「発電側課金の中間とりまとめ改定等について」となっております。引き続き黒田課長より、資料5に基づいて御説明いただければと存じます。

○黒田NW事業監視課長　それでは、資料5の「発電側課金の中間とりまとめ改定等について」御説明させていただきます。

本日の議論なのですが、2ポツのところで、これまで、2月の専門会合での発電側課金の中間とりまとめの改定についてパブリックコメントを行わせていただきましたので、その実施結果を踏まえた反映についての御審議をいただくとともに、一般送配電事業者に対する手続の改善要望について御報告を行うものということでございます。

4ページは、まず中間とりまとめに係るパブリックコメントの実施についてということで、第6回の制度設計・監視専門会合2月開催における御審議を踏まえまして、下表の改正内容を反映した発電側課金の導入について中間とりまとめの改定案について、2月28日から3月31日の期間でパブリックコメントを実施したということでございまして、その結果について御報告させていただき、中間とりまとめに反映する内容について御確認をいただきたいということでございます。

5ページ以降は、今回の盛り込んだ改定の内容なのですが、こちら前回、前々回も説明しておりますので、割愛をさせていただきます。

10ページまで行っていただきまして、今回パブリックコメントでは5件の御意見をいただいたということでございまして、その概要は以下のとおりということでございます。逆潮流10kW未満の電源が当分の間課金対象外とされている点に関する御意見。発電側課金の制度趣旨と再生可能エネルギー推進との関係に関する御意見。発電側課金の転嫁に係るアンケート・ヒアリングによる監視及び一般送配電事業者の手続改善要望の対応状況のフォローアップに関する御意見。④として、発電併設蓄電池の設置時における発電側課金に係るkW課金及びkWh課金の算定方法等の詳細に関する御意見。5つ目として、需給調整市場での発電側課金の転嫁におけるkWh課金分の織り込み方法に関する御意見ということでございます。

以上の御意見のうち、①から③については今回の中間とりまとめの改定内容に関する御意見ではなく、発電側課金の制度や制度運用そのものに関する御意見ということでございまして、制度趣旨や今後の制度の運用状況に関しては、資料5－1のとおり御回答させて

いただくということとさせていただこうと考えております。

他方、④及び⑤につきましては、御意見を踏まえ、事業者への分かりやすさ及び内容の明確化の観点から、次ページ以降のスライドのとおり、今回の中間とりまとめの改定内容に追加で反映することとしたいということでございます。

今回、まず追加反映案①として、発電併設蓄電池における発電側課金の扱いということでございますが、kW課金の対象イメージの図というものを今回つけておりましたけれども、発電設備及び発電併設蓄電池の設備容量の合計がそのまま発電側課金の対象電力となるものと誤解を与える可能性があるので、対象電力の正しい算定イメージが明確になるように、留意点として注釈に記載すべきという御意見をいただいております。

この御意見を踏まえて、その点誤解が生じないように以下の文言を注釈として追記することとしたいということで、追記案といたしましては、実際にkW課金の対象電力を算定する場合には、必ずしも発電設備及び発電併設蓄電池の設備容量の合計がそのまま対象電力となるものではなく、同時最大受電電力及び発電併設蓄電池の需要に係る契約電力の差引き分も踏まえて対象電力が算定される点に留意という点を、概要資料及び本文のほうに追記をさせていただくということとさせていただきたいと考えてございます。

追加反映の2つ目、各市場取引における発電側課金の転嫁というところで、こちらかなり技術的な話になっているのですが、発電側課金の転嫁について、需給調整市場で調整力kWh市場の限界費用にkWh課金分を織り込むという記載があるのだけれども、需給調整市場ガイドラインでは、kWh市場に係る合理的な応札価格の算定式で、限界費用＋一定額（限界費用×一定割合）と、限界費用といったのが2回出てくるということなので、後段のほうの一定額における限界費用にkWh課金分を織り込むか否かを明確に記載すべきということで御意見をいただいております。この点について、明確化の観点から、以下文言を追記することとしたいということでありまして、ただし、一定額を算出する際の限界費用にはkWh課金分は含めないということを追記したいと考えております。

この整理につきましては、第86回、2023年6月の制度設計専門会合におきまして、kWh課金分を一定額のほうにも含めると過剰に回収することになってしまうということで、こちらには含めないというのが既に整理をされておりますので、その整理内容を明記するということで考えているということでございます。

14ページでございますけれども、以上のパブリックコメントにおける御意見を踏まえた追加の反映を行わせていただきまして、発電側課金の各関係事業者への適切な制度周知

の観点から、資料５－２及び資料５－３のとおり、発電側課金の導入について中間とりまとめを改定することしたいということでございます。

また、改定内容については、電力・ガス取引監視等委員会に報告した上で公表することとしたいと考えておりまして、併せて資料５－１のとおり、パブリックコメント実施結果及びいただいた御意見に対する回答を公表することとしたいと考えております。

改定した中間とりまとめの周知につきましては、電力・ガス取引監視等委員会の発電側課金制度に係るホームページでの公表に加えて、関係機関に御協力いただき発電事業者等に周知を行うこととしたいと考えてございます。

次に、一般送配電事業者に対する手続の改善要望についてということでございます。

16ページでございますけれども、一般送配電事業者に対する手続の改善要望の状況ということで、本年２月の第６回の専門会合において、発電側課金のアンケート・ヒアリング調査で確認された一般送配電事業者に対する手続の改善要望の状況について御報告をさせていただきました。

同要望については、送配電網協議会及び各一般送配電事業者に改めて検討の進捗状況について確認したところ、結果としては以下のとおりということで、この後御説明しますけれども、既に対応が完了した事項が確認されているとか、また対応可能時期の目途が整理されるなど一定の検討が進んだ事項も確認されておりまして、今後とも進捗状況について確認を適宜実施していきたいと思っております。

内容のほうでございますけれども、16ページの下の方でございますが、１つ目は、発電契約者として買取り料金との相殺可否の判定を実施するということですが、この結果の返却について、一部のエリアで判定結果の記載欄がプルダウン選択となっており、１件ずつ個別に手作業をするのはコストがかかるということで、他エリアの形式とそろえてほしいという御要望がありました。

これについては、実施時期については検討中というのが２月の専門会合での結果だったのですが、今回確認をしたところ、**2025年度中にシステム改修すること**で対応予定という時期が明確化されているというのがございます。

また、２つ目のほうで、代理回収実施後にインボイス帳票が発電所の地点ごとに後追いで送付されているということで、原本を紙でなく電子データとする運用の変更を検討してほしいという要望がありました。これについても、一部の事業者では**2027年度**目途ということでしたが、ほかの事業者では検討中ということだったのでございますけれども、今回の確認

では、一部の事業者は2026年度に対応するという事業者も出てきたということで、検討が進んでいるということでもあります。

17ページにある2つの項目ですけれども、これは検針日ごとの3つのエクセルファイル（総括表、計算結果一覧、代理回収結果一覧）が、一部のエリアではCSVの提供となっているというので、統一できないかとか、あと下の欄の、相殺不可の回答結果の送信の際に、CSVのみでしか登録できないエリアとエクセルでも対応可能なエリアがあるので、エクセルも対応できるようにしてもらえないかというようなお話がありました。

今回の確認結果として、当面の対応として、CSVの文字化け及びCSV・エクセル相互変換の反映方法に係る資料を作成したということで、各一般送配電事業者について、ホームページへの掲載や発電契約者へのメール送付等の周知を行っているということで確認をしているということでございます。

資料5のほうは以上になりまして、5-1がパブリックコメントの実施結果ということで、こちらは5件というのが件数でございます、御意見の概要ですとか御意見に対する考え方それぞれ載せておりますけれども、詳細については時間の関係上割愛をさせていただきたいと思います。

5-2が中間とりまとめの改定案ということで、今回のパブリックコメントの結果も踏まえて反映をさせたものの資料が5-2。5-3のほうは文書の本文ということでございまして、それぞれ反映をさせたものをつけさせていただいているということでございます。

私からの説明は以上になります。

○武田座長 どうもありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして、御質問・御意見等ありましたらチャット欄でお知らせいただければと存じます。よろしくお願いいたします。

それでは、草薙委員、よろしくお願いいたします。

○草薙委員 草薙でございます。御説明ありがとうございます。

今回の事務局案に異論はありません。私は、特に1番の発電側課金の中間とりまとめの改定についてコメントさせていただきたいと思います。

今回のパブリックコメントの御意見から、発電側課金制度には制度の運用に伴う技術的な難しさも指摘された部分があるということ。これは御説明の中にもありましたが、発電側課金がきちんと定着すれば、適切な電源の配置などにも資する重要な制度だと思っております。したがって、今回の措置によりしっかりと運用が進められることを期待いた

します。

今回大きな変更があったというような提案だというふうには個人的には思っておりませんで、現在のものをよりよくするための比較的マイナーなファインチューニングのレベルと認識しておりまして、そもそも監視等委員会が実施されるアンケートやヒアリングが有効に機能しており、今後もそのようなアンケートやヒアリングの実施とその分析、それに基づく制度改善への検討、そして適切なパブコメの御意見の反映といったことに期待してまいりたいと思っております。ありがとうございました。

以上です。

○武田座長 どうもありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。発言の御希望ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、松田委員、よろしくお願いいたします。

○松田委員 御説明どうもありがとうございました。中身については、私のほうも異論は全くございませんで、大変よく理解できました。

形式的なことというか今後のことでございますけれども、今回は中間とりまとめの改定案ということで、また最新の情報をホームページにある所定のウェブサイトのところに掲示していただくのだと思います。今回、もろもろ変わった点もあると思いますので、公表の仕方とか周知の仕方として、いつ、どこが変わったのかということが分かるようになっていると、事業者としてもその差分が理解しやすいかなと思いますので、見え消し版も含めてアップすることなど、引き続き適正な情報の周知をお願いできればと思いました。

以上です。

○武田座長 ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。よろしいですね。どうもありがとうございます。

それでは、事務局からコメント等ございますか。

○黒田NW事業監視課長 草薙委員、松田委員、御意見ありがとうございました。いただいた御意見も踏まえて、技術的な点も含めて、きちんと制度の理解が進むように周知・公表に努めてまいりたいと思います。引き続き、どうぞよろしくお願いいたします。

○武田座長 どうもありがとうございました。

それでは、事務局案に御賛同いただきましたので、パブリックコメントの御意見を反映した上で、発電側課金の導入について中間とりまとめを改定することとしたいと思います。

本改定に関しましては、今後、電力・ガス取引監視等委員会に報告した上で公表させていただきます。その公表の仕方については、先ほど御意見いただきました。十分考慮して公表することとしたいと思いますので、事務局はこの方針で対応を進めていただきますよう、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、続きまして、議題の4つ目に移りたいと思います。議題の4つ目でございますけれども、「需給調整市場の運用等について」となっております。本件について、資料6に基づき、引き続き黒田課長、御説明をよろしくお願いいたします。

○黒田NW事業監視課長　それでは、資料6の「需給調整市場の運用等について」でございます。

今回、4月中旬までの需給調整市場の動き、B種電源協議について、3つ目として起動費過回収分の返還状況調査結果（継続調査）の報告について、という3点について御説明をさせていただければと思います。

3ページは前日取引の動きということでございますが、今回で2025年の3月までのデータが、速報値ではありますが取れておりますので、1年度分のデータがそろいましたので、24年度の状況という意味で報告をさせていただければと思います。

前日取引（三次調整力②）につきましては、新しい募集量削減の考え方が導入された昨年の11月以降は、多くのエリアにおいて平均約定単価、想定費用は低下の傾向にあったということかと思っております。特に北海道、東京、中部エリアについては、年度前半で平均約定単価が10円前後で推移する月もあったということでございますけれども、11月以降は相対的に低価格で推移をしていたということで見ているところでございます。

5ページは想定費用ですとか約定量ですけれども、1年間の合計値、平均値といったような情報もつけさせていただいているというところでございます。

9ページ、こちらは週間取引、2024年4月～2025年3月までということで記載をしてございます。週間取引につきましては、エリアによって状況が違っているということではあるのですが、年間を通してまず平均約定単価につきましては、このページでございますけれども、北海道が5.25円、九州が4.07円ということで、他エリアよりも高い傾向にあったというデータとなっております。

また、調達費用（想定費用）については、11ページなのですが、東北、関西、九州という3つのエリアが1か月の平均で26円を超える水準にあって、他エリアよりも高い傾向ということであったということでございます。

調達率の動向でございます。15ページ以降でございますけれども、2024年度から全商品区分の取引が開始されたということでございまして、年度前半では北海道、東北、東京、中部、九州のエリアで調達状況が未達であるということが確認をされておりました。年度後半にかけて、北海道、東北、九州については徐々に調達率は上昇している傾向が見受けられたということでございますけれども、東京、中部の調達率が引き続き低い状況にあったということでございました。

なお、東京、中部につきましては、1月中旬から発電事業者と小売事業者の契約見直しによる余力分の週間商品への応札が始まっているとか、4月からは電源の追加起動による応札も開始されているということでございますので、引き続き調達率の状況を注視していきたいと考えているということでございます。

次のページ以降、エリア別の調達率を載せておりまして、一番下は複合商品ということで、週間全体のものが出ております。例えば北海道であれば、年度前半はちょっと空きがあったのですが、後半にかけては充足していったというような状況でありますし、東北もおおむね同じような動きです。東京と中部は、調達率が他エリアと比べても低いということが継続しているといったような状況が見てとれるかなというところでございます。

余力活用契約に基づく起動指令についてというところでございますけれども、週間取引の調達率が低い東京と中部において、起動指令の回数及び最低出力費用が大きいという傾向にあったということでございます。この点については、3ポツに書いてありますけれども、本年4月から需給調整市場の起動費の事後精算が開始されているということもございまして、こういったことも踏まえて、引き続き動向を注視していきたいと考えてございます。

以上が市場の動向でございます。

次に、31ページ以降でB種電源の協議について御説明をさせていただきます。

B種電源協議につきましては、前回3月の専門会合でも2社分を報告させていただいたということでございますが、今回、追加で、協議が整った1社・電源4件について御報告をしたいということでございます。こちらは、これ以降も順次、次回以降、協議が整い次第報告をさせていただきたいというふうに考えているということでございます。

34ページ以降は、B種電源協議の確認結果についてということでございますけれども、これまでの整理に基づいて、一定の算定諸元（固定費・他市場収益、 Δ kW想定約定量、

所有する他電源等）について確認を行っているということで、その確認結果を34ページ、35ページに記載をさせていただいておりますが、おおむね問題なく計上されているということを確認しているということでございます。

36ページのところで、協議事項等ということでございますけれども、今回の協議案件については、一定額が1.64円／ Δ kW・30分を超えているということで、個別の精査を固定費の総額ですとか応札水準との違い等々、個別に精査もしておりますけれども、不適切と見受けられる点はなかったということでございますし、また、過去の専門会合で整理された協議事項、例えば逼迫のおそれがあるときには必ず余力を需給調整市場に応札するか、固定費回収後の Δ kWのマージンは0.33円とする、さらには固定費の回収状況を3か月に1回報告するという点についても、対応するという確認をしているということでございます。

以上でございまして、38ページで、今回の協議が整ったB種電源4件については、 Δ kWの一定額の算定諸元について確認を行っておりますけれども、一部数値の誤りがあったところについては、適切な修正が行われているということも確認をした上で、算定諸元も含めて制度設計の趣旨に反する事実は見受けられず、今回申請のあった事業者からのB種電源4件については、監視等委員会事務局で確認した値を一定額とした。

なお、今回の案件以外についても、協議が整い次第、次回以降報告させていただきたいと考えてございます。

最後に、起動費の過回収分の返還状況の調査結果ということでございます。

発電事業者が Δ kW価格に計上した起動費については、実際に使用しなかった場合は、発電事業者から一般送配電事業者に適切に返還するというルールになってございます。昨年9月の専門会合では、2024年4月分の応札データを対象に起動費の過回収分の返還状況について調査を実施しておりまして、起動費の過回収、取り過ぎは確認されなかったという旨を御報告したところでございます。この際、継続調査としておりました入札価格の詳細についても価格確認を行ったということで、今回、御報告させていただきたいと思っております。

今回の調査の概要としては、昨年12月1日～9日における事前的措置の対象事業者、これは24年度の事前的措置の対象事業者ということですが、この入札の価格について、起動供出札及び余力供出札それぞれの内訳を調査してございます。それについて、必要に応じてヒアリングも実施をしているということでございます。

調査の結果としましては、この調査の対象になった全ての調査対象事業者において、需給調整市場ガイドラインの考え方にに基づき入札価格が算定されており、特に問題となるような事案は見受けられなかったということでございます。

私からの説明は以上になります。

○武田座長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの3点に係る報告につきまして、御質問・御意見等あればチャット欄でお知らせいただければと思います。

それでは、草薙委員、よろしくお願いいたします。

○草薙委員 草薙でございます。御説明ありがとうございました。

今回の事務局の御説明に異論はございません。3点ほどコメントさせていただきたいと思えます。

まず、3ページの1つ目のポツでございますけれども、このように前日取引（三次調整力②）について、「新しい募集量削減の考え方が導入された昨年11月以降、多くのエリアにおいて平均約定単価・想定費用は低下の傾向にあった。」ということでございます。これ自体、募集量を絞り込んだ成果であるというふうに評価できると思えます。また、高額な調整力をこの市場で調達する必要性が低下したことによる行動変容をまたしっかりと観察するといったこと、例えばゲートクローズ段階で調整力を使う場面などをはじめとして、しっかり観察するといったことが重要なのだろうと思えます。そして、様子を見てまた改善を試みるということがあってもいいのだろうというふうに思えます。

2点目なのですけれども、15ページの4つ目のポツのところで、私も既に各エリアを特定して質問とかコメントをさせていただいたことがあったと思えますけれども、一応の手だてがなされているというようなことが紹介されたりもするのですが、なかなか永続的な改善がなされないという事務局の指摘が正しいのだろうというふうに思えます。徐々に調達率が上昇するような傾向が見受けられたものというような中で、東京・中部エリアの調達率が引き続き低い状況というようなことで、そういったことがありながらも、また改善がなされるというようなことも紹介されるということがこれまでもございました。目に見える改善が継続的になされることを引き続き期待いたします。

それから38ページの3つ目のポツのところなのですけれども、B種電源についてでございます。これまでのところ、およそB種電源には固定費がかかる傾向にあることを踏まえて、慎重に審査をいただいて、全件この制度設計・監視専門会合に報告いただいている

わけでございますけれども、もし数が増えてきますと、このように丁寧に報告いただける分量にとどまるかは、まだ予断を許さないのではないかと思います。今は大丈夫かと思えますけれども、事務局におかれて今後の方針があると安心かと思えます。

以上です。ありがとうございます。

○武田座長 ありがとうございます。

それでは、岩船委員、よろしくお願いいたします。

○岩船委員 御説明ありがとうございました。私からは、30ページのところに関しまして、余力活用契約に基づく起動費と最低出力費用のところが示されているのですが、この下の※のところに「起動済電源の余力を調整力として活用したコスト等は含まれておらず、余力活用電源の運用コスト全体を表しているわけではない」という記述がございまして、この起動費含めて余力活用の費用全体、そして需給調整市場から調達した費用と全体の調整力に要した費用というのを示していただくことが重要かなと思いました。

そういう情報がいずれ整理されて、こちらか、それかほかの場で公開されるのでしょうかというのをぜひ伺いしたいと思いました。ぜひその辺りの整理について、情報として御提供いただきたいと思いました。よろしくお願いいたします。

以上です。

○武田座長 どうもありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、事務局からコメント・御回答いただければと思います。

○黒田NW事業監視課長 ありがとうございます。まず、草薙委員のコメントでございますけれども、いただいたコメントを踏まえてしっかり事業者の行動変容、東京・中部エリアも含めた事業者の入札を継続的に監視・モニタリングさせていただきまして、必要な対応をしていきたいと思っております。

また、B種電源についても、今年は容量市場の収入が昨年度より減っているということもあって、B種の申請が増えている傾向にはございますけれども、こういった実際申請の状況等も踏まえて、今後の対応についても事務局のほうで検討していきたいと考えてございます。

それから岩船委員の御質問でございますけれども、おっしゃるとおり調整力費用については、市場の調達額だけではなくて、余力活用を含めた費用全体で見ていくということが必要になってくると思っております。そういう意味では、例えばことは別になりますけ

れども、料金制度専門会合のレベニューキャップの期中評価といったようなところでも、各事業者の調整力費用を見ていくというような形状もあると思っていますので、そういった点、いろいろな場でそちらを見た上で適切に情報を公開していきたいというふうに考えてございますので、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

○武田座長 どうもありがとうございました。

それでは、本件につきましては報告事項となりますので、以上とさせていただきます。どうもありがとうございました。

次の議題となります。次の議題は5番目、「内外無差別な卸売等のコミットメントに基づく評価の考え方（改定案）について」となっております。こちらにつきまして、資料7に基づき、石井室長よりまずは御説明いただければと思います。よろしくお願いいたします。

○石井取引制度企画室長 よろしく申し上げます。「内外無差別な卸売等のコミットメントに基づく評価の考え方（改定案）について」御説明をいたします。

2ページ目でございます。これまで専門会合で、旧一電による内外無差別な卸売等のコミットメントに基づく各社の取組状況について、その評価方針ですとか評価結果を継続的に審議いただいてまいりました。本年3月には、昨年6月25日開催の第98回専門会合までの議論の内容を整理したとりまとめ文書について、パブコメ等所要のプロセスを経ましてセットし、公表したところでございます。

このとりまとめ文書策定以降ですけれども、子会社の対象外電源、エリア内限定供給等について新たに議論いただきましたので、これらの内容を取りまとめに反映するべく改定を行いたいと考えております。

本日、改定文書案について御確認いただきまして御了承いただければ、委員会に付議をして、これまでと同様にパブコメに付した後、セットし公表することにしたいと考えております。

3ページ目でございます。現状のとりまとめ以降、本専門会合でなされた議論は、ここに示しております主に3点になります。まず1つ目は、九州エリアにおける評価と第8回フォローアップを行いましたというもの。2つ目は、旧一電等の子会社が保有する電源について、この取組の対象外とする具体的基準の明確化など、内外無差別な卸売の対象電源の類型化や範囲について整理をしております。最後3つ目は、昨年12月に開催されました第84回の電・ガ小委で、国際的なカーボンニュートラルへの対応の加速化など、電力

システムを取り巻く経済社会環境が変化する中で認識される新たな課題・ニーズへの対応といったことで、エリア制限などの条件付与について議論がなされました。

これを受けまして、エリア内限定供給の取扱いについて、内外無差別性を担保する観点から、具体的な評価の考え方を検討いただいたものです。いずれも、既に本日御参加いただいている委員の皆様に御審議いただいて、方向性や評価基準案そのものについても御意見をいただいたものというふうになっております。

ここで別紙のほうでございますけれども、資料7-1です。改定案のほうを簡単に御確認いただければと思います。

今申し上げた内容を踏まえておりまして、例えば4ページ目でございますけれども、ここに先ほど申し上げた電・ガ小委の話が追記されております。

8ページ目から10ページ目にかけてでございますけれども、8ページ目から10ページ目にかけては、子会社の保有する電源を中心に、内外無差別な卸売の対象外となる電源について追記をしております。

12ページ目でございますけれども、こちらにエリア内限定供給の取扱いに関する記載を追記しております。

そして後段のほうですけれども、24ページにその評価の考え方を記載しております。いずれも、これまでの専門会合で委員の皆様の御確認済みの内容ということになっております。

続いて、先ほどの資料に戻らせていただきます。今後の進め方でございます。そこにありますように、本日御了承いただけたら、今後、委員会に上げて御確認をいただいて、パブコメに付していくといった段取りで進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○武田座長 どうもありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして、御質問・御意見等ありましたらチャット欄でお知らせいただければと思います。いかがでしょうか。ございませんか。よろしいでしょうか。

それでは、大橋委員、よろしくお願いいたします。

○大橋委員 ありがとうございます。内外無差別について、今回、改定案ということで直近の御議論を反映していただいたということだと思っておりますが、他方で内外無差別について、適宜今後も見直していただくというふうな文言、どこかにいただいていると思

ていますけれども、遅滞なくこちらのほう、議論を進めていただくことが重要なというふうに思っていますので、引き続き検討の深掘りというのはしっかりやっていただければというふうに思っています。

以上です。ありがとうございます。

○武田座長　　どうもありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、事務局からコメントあればよろしくお願いいたします。

○石井取引制度企画室長　　大橋先生、どうもありがとうございます。今回も、昨年主に議論してきた内容を即座にとりまとめた上で、またその後の議論を踏まえて改定をするということで、御指摘いただいたように遅滞なく議論し、とりまとめに反映していくということが大事だと思っておりますので、今いただいた御指摘踏まえて、今後もしっかり対応してまいりたいと考えております。どうもありがとうございます。

○武田座長　　どうもありがとうございました。

それでは、御了承いただきましたので、改定に向けて手続を進めたいと思います。ありがとうございます。

続きまして、議題の6番目となっております。議題の6番目は、「スポット市場への限界費用価格での供出が求められる事業者の考え方」となっておりまして、こちらにつきまして、引き続き石井室長に資料8に基づき御説明いただければと存じます。よろしくお願いいたします。

○石井取引制度企画室長　　よろしくお願いいたします。スポット市場に対して限界費用価格での供出が求められる事業者の考え方について、先般、制度設計・監視専門会合で御議論いただいた内容を踏まえた適取ガイドラインの改定案について御説明をいたします。

2ページ目でございます。本日御議論いただきたい内容ですけれども、今年1月の本会合で、適取ガイドラインにおけます市場支配力を有する可能性の高い事業者の判定方法について、昨今、様々な要因により市場分断率が大きく変化していますので、北海道、東日本、西日本、九州の4市場に区分する本則自体が実態とかけ離れているという状況を踏まえて、その見直しの方向性について御審議・御了解をいただきました。

今般、御了解いただいた内容を踏まえまして、この後に新旧つけておりますけれども、適取ガイドラインの改定案を作成いたしましたので、御確認いただきたいというものでございます。御了解いただけましたら、今後、委員会に諮った上で、同委員会として経済産

業大臣に建議することとしたいと考えております。

少しおさらいになりますけれども、見直しの方向性について次のページからでございます。3 ページ目です。現行の適取ガイドラインでは、策定当時の考え方、その当時の分断率に基づいて、先ほど申し上げた4つの市場に画定をしておりますけれども、これは12か月移動平均単位でおおむね10%以上で分断率が推移していた連系線については高いものとして判断して、5年程度を1つの周期と捉えてその継続性を判断していたという考え方になっているわけですが、今回の改正に当たりまして、現状の市場分断状況を踏まえて、具体的な市場区分を定めるのではなくて、今申し上げた考え方を固定して、すなわち5年間に於いて年平均分断率が10%以上となる年が3年以上継続する場合には分断として扱うという形で整理するとともに、直ちにこの本則案を適用すると、対象事業者が大きく変化して市場に混乱を生じさせるということがあり得ますので、それを防止するために、段階的に本則に移行するための措置として、次のスライドに示す経過措置を設けることにしたいというものでございます。

4 ページ目でございます。経過措置ですが、市場の画定に当たっては分断率の閾値を10%と設定した上で、下に※を付しておりますけれども、そこに示しております基準を満たすことを確認し、分断率を算出する際の移動平均期間については、現状の1か月間から、以下の基準を満たすことを確認した上で、3か月、6か月、12か月と増加をさせていく。また、分断発生率の継続性については、閾値の値を超える連続年数について、まずは1年とした上で、同じように基準を満たすことを確認した上で、2年、3年と増加させていくというものでございます。

その上で、市場支配力を有する可能性の高い事業者の判定方法ですが、次のスライド、5 ページ目でございます。ここに示しておりますように、現行の判定基準を用いるということにしています。具体的には、本則では発電容量を基準としたシェア20%以上、もしくはPSI。経過措置では、発電容量を基準としたシェア50%以上でありまして、現行でも、経過措置が適用される状況でも、経過措置における基準に加えまして、本則における基準も勘案して、いずれかを満たせば対象事業者と判定しておりまして、今回の見直しでもこの考え方を引き続き採用するということにしています。

今申し上げました内容を、現行の適取ガイドラインの新旧の形でこの後の資料につけております。内容についてはこれを踏まえたものになっておりますけれども、これについて委員会にて御確認いただいて、経産大臣に今後建議することとしたいと考えております。

以上でございます。

○武田座長 ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明につきまして、御質問・御意見等あればチャット欄でお知らせいただければと存じます。いかがでしょうか。御質問等ございませんでしょうか。もう既に御議論いただいているということですので、よろしいでしょうか。どうもありがとうございました。

それでは、御了承いただいたということで、以降の手续に進みたいと思います。どうもありがとうございました。

それでは、本日予定しておりました議事は以上となっております。議事進行を事務局にお返しいたします。

○田上総務課長 ありがとうございます。本日の議事録につきましては、案ができ次第送付をさせていただきますので、御確認等よろしく願いいたします。

それでは、第8回制度設計・監視専門会合はこれにて終了といたします。本日は、どうもありがとうございました。

——了——